

Q 主なサービスの内容は？

A 以下の3つとなります。

福祉サービスを利用したいけれど利用の仕方がよく分からない

送られてくる書類の内容がよく分からない



福祉サービス利用援助

- 福祉サービスについての情報提供や相談
- 福祉サービスを利用する際の手続きの援助
- 福祉サービスの苦情解決制度を利用する手続きの援助

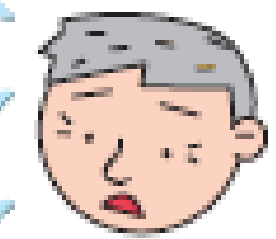
×できないこと

施設等の入所契約、治療・入院に関する契約、介護、買い物、療養など

福祉サービスの利用料を支払いたいけれど、支払いの手続きができない

生活費をうまく使うことができない

公共料金や家賃の支払いを忘れてしまう



日常的金銭管理サービス

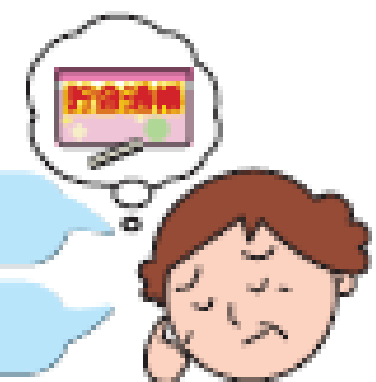
- 年金や福祉手当の受取に必要な手続きの援助
- 家賃や公共料金等の支払いの援助
- 福祉サービスの利用料や医療費等の支払いの援助
- 日常生活に必要な預貯金の出し入れの援助

×できないこと

預貯金などの資産運用等

通帳や印鑑を家に置いておくのが不安

通帳や印鑑をどこに置いたか分からなくなってしまう



書類等預かりサービス

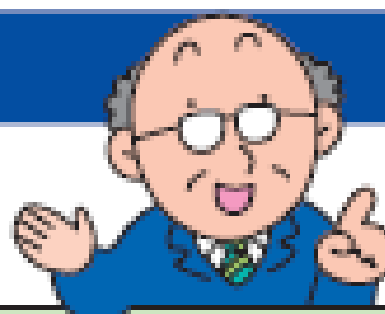
- 年金証書、定期及び定額預貯金通帳、権利証、保険証書、実印及び銀行印等大切な書類の預かり※金融機関の貸金庫でお預かりします。

×お預かりできないもの

貴金属、骨董品、宝石、現金など

Q 費用はかかりますか？

A 以下のとおりとなります。



区分	利用料金		A～D階層一覧			
福祉サービス利用援助	A階層	無 料	A階層	生活保護受給者及び前年分の市県民税が非課税の方		
	B～D階層	月額 500円 年額 6,000円				
福祉サービス利用援助 日常的金銭管理サービス	A階層	無 料			B階層	前年分の市県民税が33,000円未満世帯の方
	B階層	月額 2,500円 年額 30,000円				
	C階層	月額 5,000円 年額 60,000円	C階層	前年分の市県民税が33,000円以上235,000円未満の世帯の方		
	D階層	月額 10,000円 年額 120,000円				
書類等預かりサービス	A階層	無 料	D階層	前年分の市県民税が235,000円以上の世帯の方		
	B～D階層	月額 500円 年額 6,000円				

問い合わせ先 上記のサービスをご利用になりたい方は、お気軽にご連絡ください。

社会福祉法人 茅ヶ崎市社会福祉協議会
茅ヶ崎あんしんセンター

〒253-0044
茅ヶ崎市新栄町13-44さがみ農協ビル2階

TEL 85-9650

FAX 85-9651

月～金曜日 8時30分～17時15分
(土・日・祝日及び年末年始は休み)



にち じょう せい かつ じ りつ し えん じ ぎょう
日常生活自立支援事業



●平成21年度より、「地域福祉権利擁護事業」の名称が変更になりました。



茅ヶ崎あんしんセンター

社会福祉法人 茅ヶ崎市社会福祉協議会

Q 「日常生活自立支援事業」ってなに？

A 暮らしの“安心”をお手伝いする事業です。

毎日の暮らしのなかにはいろいろな不安や疑問、判断に迷ってしまうことがたくさんあります。

当事業は、このような場合に、あなたが安心して暮らせるようにサポートします。

※詳しいサービス内容については、「**Q** 主なサービス内容は？」をご覧ください。

※サービス提供までの流れは、「利用の流れ」をご覧ください。



Q どんな人が利用できますか？

A 自分ひとりで契約などの判断をすることが不安な方や、日常生活においてのお金の管理に困っている方などが利用できます。

(例えば、認知症高齢者・知的障害者・精神障害者・身体障害者等で判断能力が不十分な方。)

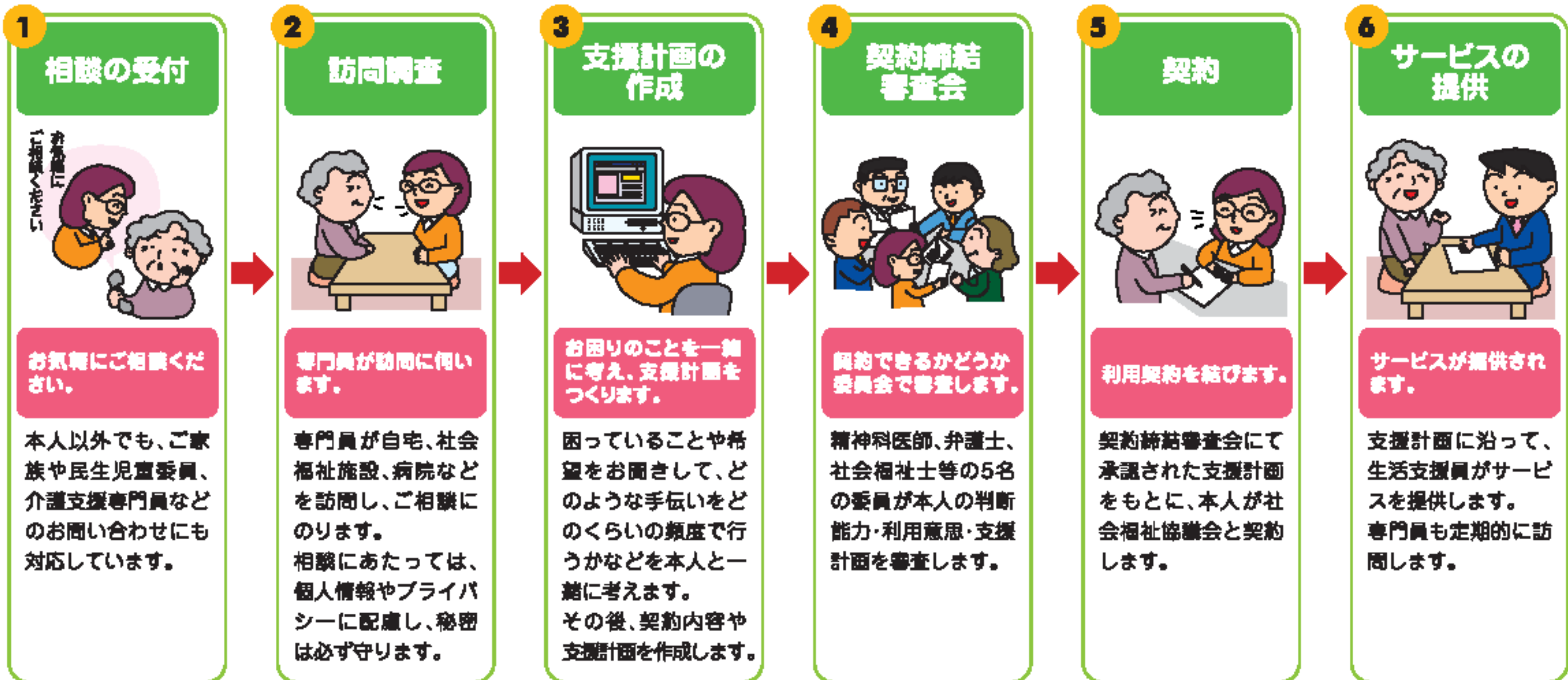
※施設入所や病院に入院している場合でもご利用できます。

→ご本人と契約を結ぶ必要があるため、契約内容を理解できないほど判断能力が低下している場合は当事業を利用するのが難しくなります。

(判断能力については、専門員が「契約締結ガイドライン」に基づき、ご本人に質問をして判断します。)



利用までの流れ



※支援が開始されるまでの利用料については、無料となります。

※語句説明

専門員 社会福祉協議会の担当職員
困りごとや悩みについて相談を受け、ご本人の希望にもとづいて、適切な支援計画をつくり支援します。

生活支援員 契約内容にそって、定期的に訪問します。実際に、福祉サービスの利用手続きや預金の出し入れを行います。

運営適正化委員会

苦情等ありましたら茅ヶ崎あんしんセンターまたは運営適正化委員会(TEL.045-317-2200)まで

法律・福祉・医療の専門家と当事者組織の代表者などで構成し、サービス提供を監督し、適正な事業運営の確保に努めています。

